

## 持続化給付金の不正受給問題と課税について

持続化給付金の不正受給が大きな問題になっています。中小企業庁では6月に持続化給付金の不正受給対応の専門チームを発足して7月から本格的に調査をおこなっているそうで、2020年11月12日の時点で返還件数は2,997件、返還金額は32億1千万円、返還申出件数（返還完了分を除く）は5,104件にのぼっています。

中小企業庁は持続化給付金の自主返還をした場合には、不正受給にはあたらないとしています。不正受給に該当するケースは、中小企業庁が調査を行って不正受給として認定した場合に限られるとのこと。また新聞や雑誌の報道では、自主返還した場合には詐欺罪として刑事告発される可能性は少ないとのコメントがみられています。しかし自主返還を行ったとはいえ本来は受け取るべきでない助成金を受取ったことに対する社会の風当たりは強いことは容易に想像することができます。

不正受給があった場合の返還額は、給付を受けた金額に年3%の延滞金が課され更にその合計額の2割が上乘せされることとなります。つまり不正受給に該当した場合には返還のみならず追加支出が生じることとなります。

### 持続化給付金に対する課税

国税庁の公表する『国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するQ&A』において、助成金の課税関係が明らかにされています。助成金のうち①助成金の支給根拠法令により非課税となるもの、及び②助成金が所得税法上非課税になるもの以外はすべて課税対象になります。そのため持続化給付金に限らず多くの助成金は課税所得となり、確定申告が必要になります。

令和2年4月頃の世論は、事業者はコロナの影響を受け経費が先行していることから、持続化給付金を課税対象としても最終的には赤字のため課税は生じないだろうという見方が多かったと記憶しています。しかし、不正受給が大きな問題となっている現状をみると、確定申告で持続化給付金に課税を受ける方も結構多いのかもしれない。

弊社もお客様の状況に応じて持続化給付金の申請サポートをさせていただきました。なかでも公益財団法人に対する持続化給付金の申請サポートしたケースは珍しい事例ではないかと思えます。公益財団法人は収入の全額を公益目的経費に利用することで運営される組織です。財団が運営する美術館がコロナの影響で閉館することができず運営経費を捻出することが困難であることが明らかであったため持続化給付金の申請をお手伝いいたしました。

### 不正受給の罰則と所得計算

仮に不正受給者が罰則を受けた年度に確定申告を行った場合、追加で支払った罰金は所得を計算するうえで必要経費に算入することはできるのでしょうか？倫理的には必要経費に算入すべきではないかと思えます。しかし事業所得者にとっては事業を継続するために生じた経費と整理することが自然ではないかとも思えます。